

飯塚市防災行政無線局管理運用要綱

令和2年11月25日

飯塚市告示第367号

飯塚市防災行政無線局管理運用要綱(平成18年飯塚市告示第50号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市防災行政無線局設置及び管理運用規程(平成22年飯塚市訓令第8号。以下「規程」という。)第24条の規定に基づき、無線局等の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信)

第2条 通信は、次に掲げる事項とする。

- (1) 台風、地震、火災等の災害情報で非常事態に関する事項
- (2) 生命、身体、財産等住民生活に関する事項
- (3) 市の行政に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(通信の原則)

第3条 通信を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通信に使用する用語は、暗号、隠語等を使用せず、簡潔に行うこと。
- (2) 自己の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。
- (3) 通信は、正確に行うこと。
- (4) 通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正すること。

(通信の種類)

第4条 通信の種類は次の各号に掲げるとおりとし、その定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通信 非常又は緊急な場合に行う通信
- (2) 普通通信 平常時に行う通信

(通信の順位)

第5条 通信の順位は、緊急通信、普通通信の順序とする。

2 同一種類の通信の順位は、受付けの順序により行うものとする。ただし、無線管理者が特別の理由があると認めるときは、通信の順位を変更することができる。

(運用体制)

第6条 平常時における通信は、親局及び基地局にあっては総務部防災安全課が、移動局にあっては設置された主管課がそれぞれ運用する。

2 前項の規定にかかわらず、規程第14条第1項の規定により無線管理者が通信統制を行う場合は、総務部防災安全課が当該通信系を統括運用する。

(時刻の照合)

第7条 通信取扱責任者は、毎日1回以上無線局備付時計の時刻照合を行わなければならない。

(同報系無線の放送種別)

第8条 同報系無線の放送種別は次の各号に掲げるとおりとし、その定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一斉放送 親局から全端末局に対して行う放送

(2) 選択放送 親局から複数の拡声子局、戸別受信機群を選択して行う放送

(3) 個別放送 親局から特定の拡声子局及び当該子局に属する戸別受信機に対する放送

(4) 単独放送 拡声子局から当該区域内の拡声子局及び戸別受信機に対する放送

2 親局による放送は、緊急放送、普通放送及び時報とする。

3 一斉放送及び時報は、原則として定時に行うものとする。

(運用時間)

第9条 同報系無線の運用時間は、常時とする。

(放送の手續)

第10条 親局による放送を必要とする者は、無線管理者に書面で依頼しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、適宜な方法で依頼することができる。

2 無線管理者は、前項の規定による依頼があったときは、その内容が規程第10条の規定に違反しないと認めたものに限り放送し、放送しないこととしたものについては、遅滞なくその旨を前項の依頼をした者に通知するものとする。

(単独放送)

第11条 拡声子局による放送は、その設置場所を主管する自治会長が行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認められるときは、その責任において特定の者に放送させることができる。

(放送の制限)

第12条 無線管理者は、災害発生その他特別の理由があるときは、当該事項以外の放送を制限することができる。

(放送記録の整理及び保存)

第13条 通信取扱責任者は、放送記録を整理保存しておかななければならない。

(移動系無線の運用)

第14条 移動系無線の運用は、特別な事情がある場合を除き、基地局の統制下に行うことを原則とする。

2 移動局を開局し、又は閉局しようとするときは、その旨を基地局に連絡しなければならない。

(移動系無線の通信方法)

第15条 移動系無線の通信は、呼出し、応答により行う。

(緊急通信)

第16条 特に緊急を要する内容の「通報」であって、相手局の受信が確実である場合は、相手局の応答を待たずに「通報」を送信することができる。

2 前項の「通報」を受信した無線局は、現に実施中の通信を中断してその「通報」の疎通を優先させなければならない。この場合において、他の無線局は、この通信を妨害してはならない。

(試験電波の発射)

第17条 無線設備の試験又は調整のため試験電波を発射するときは、他の通信に混信を与えないことを確認したのちに行わなければならない。

2 前項の規定による試験電波の発射中に、他の無線局から停止の請求があったときは、直ちに送信を中止しなければならない。

(感度等の表示)

第18条 通信中における感度及び明瞭度(以下「メリット」という。)の基準は、次の表の定めるところによる。

区分	受信状態
メリット5	雑音が全くなく、非常に明瞭に通信内容が受信できる程度
メリット4	音が多少残るが、十分かつ明瞭に通信内容が受信できる程度
メリット3	雑音及び歪みが多少あるが、割合容易に通信内容が受信できる程度
メリット2	雑音及び歪みが多く、何回か繰り返すことで通信内容が受信できる程度
メリット1	雑音及び歪みの中で、通信内容がかすかに受信できる程度

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。